

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 5月 24日

香川県知事 殿



提出者

住所 大阪府大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
氏名 シノブフーズ株式会社
代表取締役社長 松本 崇志
電話番号 (06) 6477-0113

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	シノブフーズ株式会社 四国工場
事業場の所在地	香川県観音寺市柞田町字干拓丁 93-7
計画期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

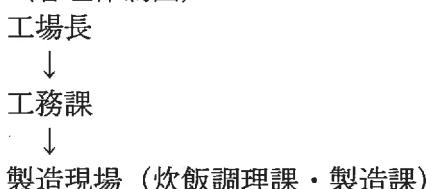
①事業の種類	(0997) 弁当・寿司・調理パン製造業
②事業の規模	資本金 4,693 百万円
③従業員数	473名 (四国工場)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工場 → 中間処理業者 → 処分業者

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2023年度）実績】					
1 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	混合廃棄物
	排出量	3841.2 t	197.4 t	250.845 t	4.09 t
(これまでに実施した取組)					
②計画	廃棄物の種類ごとの分別をし、有価物は産廃処理しない フライヤー粕を廃油業者に有価で引き取ってもらい、動植物性残渣を削減する 生ゴミ処理機を導入を検討し、社外へのゴミの持ち出し量を削減				
	【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	混合廃棄物
	排出量	3800 t	190 t	245 t	3 t
(今後実施する予定の取組)					
廃棄物の種類ごとの分別をし、有価物として処理出来るものはそちらに回す。 フライヤー粕を廃油業者に有価で引き取ってもらい、動植物性残渣を削減する 生ゴミ処理機の処理量を増加し、社外へのゴミの持ち出し量を削減 シートレスを進め、廃プラの総量を削減する					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣・廃プラスチック専用のゴミ箱を各部署に設置し分別しやすい環境にしている
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣中に混入している廃プラを分別除去することで中間処理量の増加を図る

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う产 業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 2023年度）実績】		
1 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	
		自ら熱回収を行った产 業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	3265.02 t	40.15 t	
		(これまでに実施した取組)		
		脱水機による脱水汚泥の含水率の低減		
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	
	自ら熱回収を行う产 業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	3300 t	60 t	
		(今後実施する予定の取組)		
		生ごみ処理機の処理量アップ		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（ 2023年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性 残渣	廃プラスチク	混合廃棄物
	全処理委託量	576.2 t	157.25 t	250.8 t	4.1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	576.2 t	157.25 t	250.8 t	4.1 t
	再生利用業者への 処理委託量	576.2 t	157.25 t	250.8 t	4.1 t
	認定熱回収業者への処 理委託量	t			t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t			t
(これまでに実施した取組)					
産業廃棄物運搬・処理を委託できる業者を選定し書面による契約。 許可の期限切れ等の不備が無いか年1回処理場の視察 生ごみ処理機のテスト運用					

		【目標】				
		産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性 残渣	廃プラスチク	混合廃棄物
②計画		全処理委託量	500 t	130 t	240 t	3 t
		優良認定処理業者への処理委託量	500 t	130 t	240 t	3 t
		再生利用業者への処理委託量	500 t	130 t	240 t	3 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t			0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t			0 t
(今後実施する予定の取組)						
生ごみ処理機処理量アップによる動植物性残渣の減少						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。